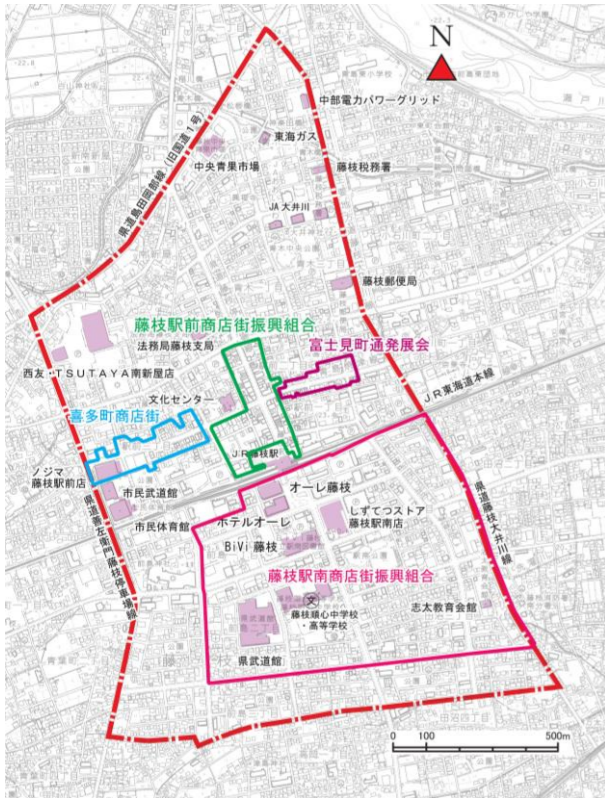
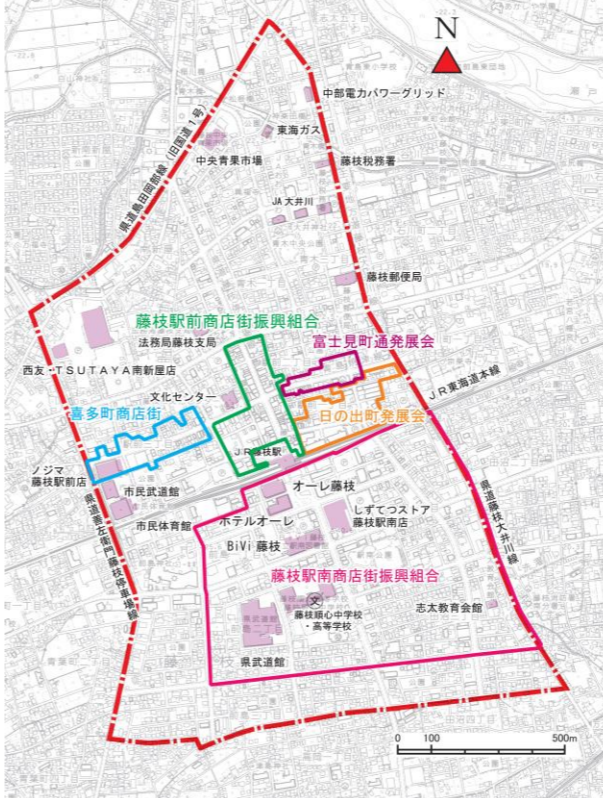
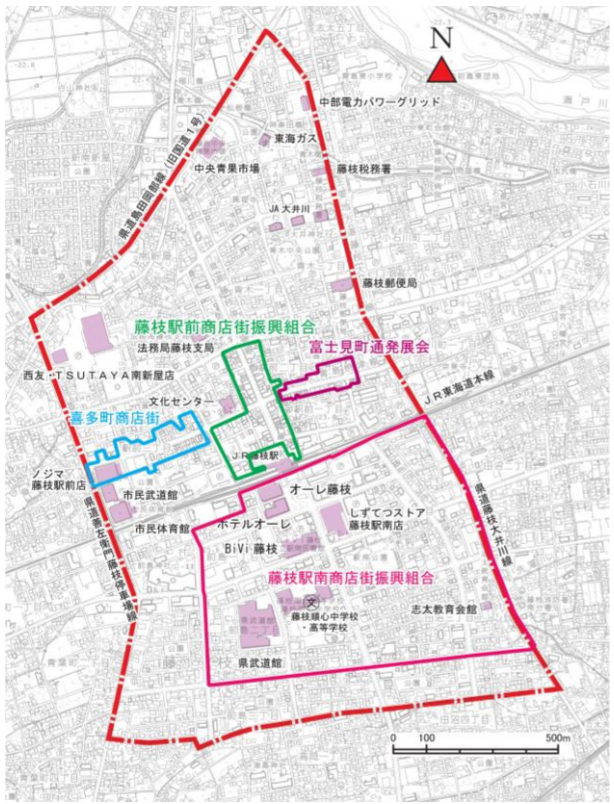
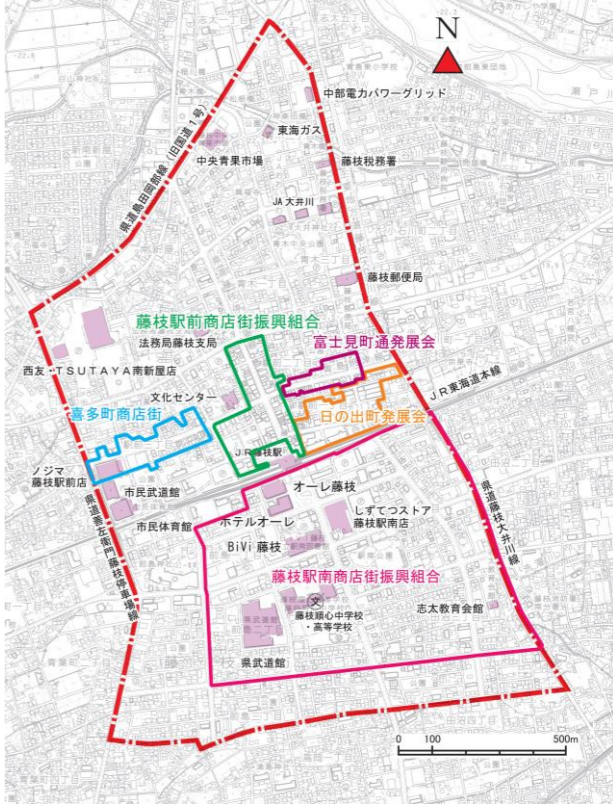


変 更 後	変 更 前
<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [1]～[2]2-2(1)①略 ②中心市街地(商店街)</p> <p>◆中心市街地区域内には、藤枝駅北側に<u>3つ</u>、南側に1つ、計<u>4つ</u>の商店街があり、各商店街エリアを中心に多数の事業が展開されている。 ◆中心市街地の平成26年時点を見ると、店舗数や従業者数の推移では、市全体と同様の傾向となっているが、年間商業販売額の減少は依然として進んでおり、郊外大型店立地などの影響を受けたと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">《商店街位置図》</p>  <p>(略) 2-2(2)～2-5略 [3]～[6]略 2. [1]～2. [2]略</p>	<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [1]～[2]2-2(1)①略 ②中心市街地(商店街)</p> <p>◆中心市街地区域内には、藤枝駅北側に<u>4つ</u>、南側に1つ、計<u>5つ</u>の商店街があり、各商店街エリアを中心に多数の事業が展開されている。 ◆中心市街地の平成26年時点を見ると、店舗数や従業者数の推移では、市全体と同様の傾向となっているが、年間商業販売額の減少は依然として進んでおり、郊外大型店立地などの影響を受けたと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">《商店街位置図》</p>  <p>(略) 2-2(2)～2-5略 [3]～[6]略 2. [1]～2. [2]略</p>

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																				
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>本市の中心市街地は、以下のとおり、市内で最も商業・業務及び都市機能が集積するエリアであり、都市基盤も整備されていることから、本市の中心としての役割を果たしている市街地である。</p> <p>(1) 小売業の集積 中心市街地区域内には、藤枝駅北側で3つ、南側で1つの計4つの商店街があり、駅前地区や駅南地区、各商店街エリアを中心に多数の事業が展開されているほか、BiVi 藤枝などの大規模小売店舗が位置している。</p> <p>中心市街地の小売店舗は、146店で市全体の14.3%を占めている。また、売場面積の12.2%、従業者数の11.7%、年間商品販売額の7.5%が中心市街地に集積している。</p> <p style="text-align: center;">《商店街の集積状況》</p>  <p style="text-align: center;">《小売業の集積状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地(A)</th> <th>藤枝市(B)</th> <th>市全体に占める割合(A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数</td> <td>146 店</td> <td>1,021 店</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>売場面積</td> <td>21,077 m²</td> <td>172,881 m²</td> <td>12.2%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>777 人</td> <td>6,660 人</td> <td>11.7%</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td>9,955 百万円</td> <td>132,439 百万円</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 中心市街地の数値は、区域内5商店街(会) <u>(解散した商店街含む)</u> の合計 資料：商業統計調査</p>		中心市街地(A)	藤枝市(B)	市全体に占める割合(A/B)	店舗数	146 店	1,021 店	14.3%	売場面積	21,077 m ²	172,881 m ²	12.2%	従業者数	777 人	6,660 人	11.7%	年間商品販売額	9,955 百万円	132,439 百万円	7.5%
	中心市街地(A)	藤枝市(B)	市全体に占める割合(A/B)																		
店舗数	146 店	1,021 店	14.3%																		
売場面積	21,077 m ²	172,881 m ²	12.2%																		
従業者数	777 人	6,660 人	11.7%																		
年間商品販売額	9,955 百万円	132,439 百万円	7.5%																		
<p>第2号要件 (略)</p>	<p>(略)</p>																				

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																				
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>本市の中心市街地は、以下のとおり、市内で最も商業・業務及び都市機能が集積するエリアであり、都市基盤も整備されていることから、本市の中心としての役割を果たしている市街地である。</p> <p>(1) 小売業の集積 中心市街地区域内には、藤枝駅北側で4つ、南側で1つの計5つの商店街があり、駅前地区や駅南地区、各商店街エリアを中心に多数の事業が展開されているほか、BiVi 藤枝などの大規模小売店舗が位置している。</p> <p>中心市街地の小売店舗は、146店で市全体の14.3%を占めている。また、売場面積の12.2%、従業者数の11.7%、年間商品販売額の7.5%が中心市街地に集積している。</p> <p style="text-align: center;">《商店街の集積状況》</p>  <p style="text-align: center;">《小売業の集積状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地(A)</th> <th>藤枝市(B)</th> <th>市全体に占める割合(A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数</td> <td>146 店</td> <td>1,021 店</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>売場面積</td> <td>21,077 m²</td> <td>172,881 m²</td> <td>12.2%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>777 人</td> <td>6,660 人</td> <td>11.7%</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td>9,955 百万円</td> <td>132,439 百万円</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 中心市街地の数値は、区域内5商店街(会) の合計 資料：商業統計調査</p>		中心市街地(A)	藤枝市(B)	市全体に占める割合(A/B)	店舗数	146 店	1,021 店	14.3%	売場面積	21,077 m ²	172,881 m ²	12.2%	従業者数	777 人	6,660 人	11.7%	年間商品販売額	9,955 百万円	132,439 百万円	7.5%
	中心市街地(A)	藤枝市(B)	市全体に占める割合(A/B)																		
店舗数	146 店	1,021 店	14.3%																		
売場面積	21,077 m ²	172,881 m ²	12.2%																		
従業者数	777 人	6,660 人	11.7%																		
年間商品販売額	9,955 百万円	132,439 百万円	7.5%																		
<p>第2号要件 (略)</p>	<p>(略)</p>																				

<p>第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>■藤枝市新総合戦略（藤枝市デジタル田園都市総合計画）（令和6年2月） [戦略の基本方針] コンパクト+ネットワークのまちを創る <u>＜地域経済を牽引する広域都市（スマートシティ）を創る＞</u> ○魅力的で活力ある中心市街地づくり ・生活利便性が高く質の高い暮らしと<u>ビジネス環境・賑わい交流</u>を創出するため、藤枝駅周辺に広域的役割を担う都市機能を集積することでしずおか中部の生活・<u>創造</u>拠点形成を図る。 <u>＜居心地が良く魅力ある都市空間を創る＞</u> ○居心地が良く歩きたくなる都市空間づくりの推進 ・<u>安全で快適な歩行空間を形成するため、中心市街地や、旧市街地において、景観形成と一体的に広場整備や道路空間高質化、歴史・文化資源を活かした拠点整備等を推進するなど、官民連携による活動・交流空間の創出</u>を図る。 [戦略の基本方針] ひとの流れを創る <u>＜移住・定住の大きな流れを創る＞</u> ○戦略的な移住・定住促進策の展開 ・市の資源や強みを活かし、定住人口の拡大を図るため、中心市街地におけるまちなか居住促進や田舎暮らしの取組等を推進するとともに、官民連携により、空き家の活用流通の強化を図る。</p> <p>■藤枝市立地適正化計画（令和7年3月） [目指す都市像] ○まちなかの中心となる<u>2拠点（都市拠点・文化交流拠点）</u> ・<u>都市拠点として位置付ける藤枝駅周辺の中心市街地は、大規模店舗が立地するなど、市内で最も活発な商業地であり、広域行政機能や交通の結節機能を有し、本市の中核としてのみならず、志太榛原地域の発展を牽引する重要な拠点である。</u> ・<u>都市拠点として、広域的な機能とともに、市域全体の生活を担う機能など様々な都市機能が集積した高密度な拠点を形成し、エリアの更なる求心力向上を図ることで、多世代が集い賑わいある拠点の創出を目指す。</u> ・<u>また、広域から人が集い、過ごし、歩きたくなる都市空間づくりを推進するため、駅前広場の整備や市街地再開発事業の推進、無電柱化や歩道のバリアフリー化により、安全で快適なウォークアブルなまちづくりを実現する。</u> [都市機能を集積する区域] ○<u>都市機能誘導区域の設定ステップ</u> ・<u>ステップ1：市内のどの地域からも利用しやすいよう、交通利便性が高い範囲を都市機能誘導区域候補とする。</u> <u>公共交通の利便性が高い区域として、基幹的公共交通路線の鉄道駅やバス停からアクセスできる範囲（鉄道駅 800m、バス停 300m）を都市機能誘導区域候補と設定。</u> ・<u>ステップ2：既存の公共施設やまちづくりを進める計画との整合により都市機能誘導区域候補とする</u> <u>ステップ1で設定した区域を踏まえ、市役所や既存公共施設、商業エリアを含む区域を都市機能誘導区域候補に設定。また、「藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）」や「藤枝旧市街地総合再生基本計画」との整合を図り、藤枝駅を中心とした中心市街地を都市拠点候補、旧市街地総合再生基本計画の計画区域の一部について、地域特性等を踏まえて文化交流拠点候補を設定。（ステ</u></p>	<p>第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>■第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略（令和2年3月） [戦略の基本方針] コンパクト+ネットワークのまちを創る <u>＜多彩な魅力を放つ拠点を創る＞</u> ○魅力的で活力ある中心市街地づくり ・生活利便性が高く質の高い暮らしと<u>賑わい</u>を創出するため、藤枝駅周辺に広域的役割を担う都市機能を集積することでしずおか中部の生活・<u>交流</u>拠点形成を図る。 <u>＜品格と魅力のある都市空間を創る＞</u> ○居心地が良く歩きたくなる都市空間づくりの推進 ・<u>広域から人が集い、過ごす中心市街地に安全で快適な歩行空間を形成するため、駅前広場や市街地再開発事業の整備、官民連携による活動・交流空間の創出</u>を図る。 [戦略の基本方針] ひとの流れを創る <u>＜移住・定住の大きな流れを創る＞</u> ○戦略的な移住・定住促進策の展開 ・市の資源や強みを活かし、定住人口の拡大を図るため、中心市街地におけるまちなか居住促進や田舎暮らしの取組等を推進するとともに、官民連携により、空き家の活用流通の強化を図る。</p> <p>■藤枝市立地適正化計画（平成30年3月） [目指す都市像] ○まちなかの中心となる、<u>都市拠点と文化交流拠点</u> ・<u>まちなかの中心として、藤枝駅周辺の中心市街地を都市拠点、旧東海道藤枝宿に由来する商店街や市役所などを含み、蓮華寺池公園に近い地域を文化交流拠点として位置づけ、にぎわいを創出する都市機能や、生活に必要な都市機能を誘導、集積し、市全体の都市活動を支える中心とする。</u> [都市機能誘導区域の設定] ・<u>藤枝駅を中心とする中心市街地では、「中心市街地活性化基本計画」に基づくまちづくりにより、まちなか居住や都市機能の集積が進んでいる。これらの都市機能の維持、さらなる集積を図り、広域的な機能とともに、市域全体の生活を担う機能など様々な都市機能が充実した拠点の形成を進める。このため、「中心市街地活性化基本計画」の計画区域を都市拠点における都市機能誘導区域として設定する。</u></p> 
--	--	--	--

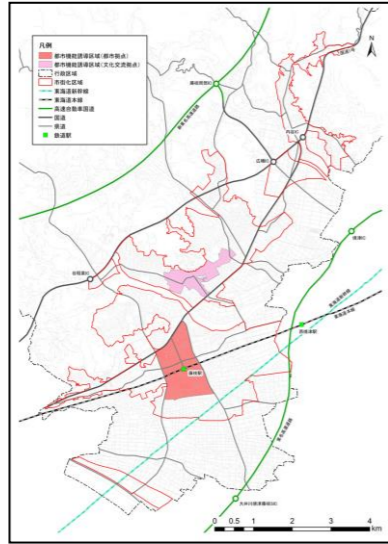
ップ1の設定と合致しない部分は、各計画の対象区域を優先。)

・ステップ3：都市機能施設の立地が望ましくない地域を除外する

ステップ2の区域のうち、低層住居専用地域は良好な居住環境を有する戸建て住宅を中心とした住宅地の形成を目的としているため、都市機能誘導区域から除外。

○ 都市機能を誘導する区域の設定

これまでの検討を踏まえ、都市機能誘導区域を設定。



3. ～6. [2] (3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】子育てファミリー移住定住促進事業

【事業実施時期】	平成27年度～
【実施主体】	藤枝市
【事業内容】	①新築住宅取得事業 子育てファミリーが新築住宅又は中古住宅を購入した際に要する経費を助成。 ②移転事業 市外から移住する子育てファミリーが購入した住宅に移転した際に要する経費を助成。 ③改修事業 中古住宅を購入した子育て世帯が当該中古住宅を改修した際に要する経費を助成。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多様な都市機能の集積による、街なかの魅力向上
【目標指標】	居住人口 [社会増]
【活性化に資する理由】	子育てファミリーの移住を促進することで、居住人口の増加に寄与する。
【支援措置名】	
【支援措置実施時期】	【支援主体】
【その他特記事項】	

3. ～6. [2] (3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】子育てファミリー移住定住促進事業

【事業実施時期】	平成27年度～
【実施主体】	藤枝市
【事業内容】	①新築住宅取得事業 子育てファミリーが金融機関から融資を受けて新築住宅の建築または購入した際に要する経費を助成。 ②新築住宅移転事業 市外から移住する子育てファミリーが新築住宅に移転する際に要する経費を助成。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多様な都市機能の集積による、街なかの魅力向上
【目標指標】	居住人口 [社会増]
【活性化に資する理由】	子育てファミリーの移住を促進することで、居住人口の増加に寄与する。
【支援措置名】	
【支援措置実施時期】	【支援主体】
【その他特記事項】	

【事業名】空き店舗活用・流通促進事業	
【事業実施時期】	平成30年度～
【実施主体】	藤枝市
【事業内容】	<p>①取得事業 <u>空き家（まちなか空き家バンク登録物件のうち、購入したものに限り、以下同じ。）を居住目的で購入する際に要する経費を助成。</u></p> <p>②移転事業 <u>市外から空き家に移転する際に要する経費を助成。</u></p> <p>③改修事業 <u>空き家を改修する際に要する経費を助成。</u></p> <p>④解消事業 <u>空き家を新築住宅用地として購入又は事業目的で購入する際に要する経費を助成。</u></p>
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多様な都市機能の集積による、街なかの魅力向上
【目標指標】	居住人口〔社会増〕
【活性化に資する理由】	市内の空き家の有効活用及び流通促進を図ることで、居住人口の増加に寄与する。
【支援措置名】	
【支援措置実施時期】	【支援主体】
【その他特記事項】	

【事業名】仲良し夫婦移住定住促進事業	
【事業実施時期】	令和元年度～
【実施主体】	藤枝市
【事業内容】	<p>①取得事業 <u>仲良し夫婦が新築住宅又は中古住宅を購入した際に要する経費を助成。</u></p> <p>②移転事業 <u>市外から移転する仲良し夫婦が購入した住宅に移転した際に要する経費を助成。</u></p> <p>③改修事業 <u>中古住宅を購入した仲良し夫婦が当該中古住宅を改修した際に要する経費を助成。</u></p>
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多様な都市機能の集積による、街なかの魅力向上
【目標指標】	居住人口〔社会増〕
【活性化に資する理由】	仲良し夫婦の移住を促進することで、居住人口の増加に寄与する。
【支援措置名】	
【支援措置実施時期】	【支援主体】
【その他特記事項】	

【事業名】空き店舗活用・流通促進事業	
【事業実施時期】	平成30年度～
【実施主体】	藤枝市
【事業内容】	<p>①取得事業 <u>市内の空き家を取得する際に要する経費を助成。</u></p> <p>②移転事業 <u>市外から市内の空き家に移転する際に要する経費を助成。</u></p> <p>③改修事業 <u>市内の空き家を改修する経費を助成。</u></p>
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多様な都市機能の集積による、街なかの魅力向上
【目標指標】	居住人口〔社会増〕
【活性化に資する理由】	市内の空き家の有効活用及び流通促進を図ることで、居住人口の増加に寄与する。
【支援措置名】	
【支援措置実施時期】	【支援主体】
【その他特記事項】	

【事業名】仲良し夫婦移住定住促進事業	
【事業実施時期】	令和元年度～
【実施主体】	藤枝市
【事業内容】	<p>①新築住宅取得事業 <u>仲良し夫婦が金融機関から融資を受けて新築住宅の建築または購入した際に要する経費を助成。</u></p> <p>②新築住宅移転事業 <u>市外から移住する仲良し夫婦が新築住宅に移転する際に要する経費を助成。</u></p> <p>③賃貸住宅移転事業 <u>市外から移住する仲良し夫婦が賃貸住宅に移転する際に要する経費を助成。</u></p>
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多様な都市機能の集積による、街なかの魅力向上
【目標指標】	居住人口〔社会増〕
【活性化に資する理由】	仲良し夫婦の移住を促進することで、居住人口の増加に寄与する。
【支援措置名】	
【支援措置実施時期】	【支援主体】
【その他特記事項】	

(略)

【事業名】子育てママ応援事業 (略)

【事業名】駅周辺マンション開発誘導推進

【事業実施時期】	令和5年度～ 令和6年度		
【実施主体】	藤枝市		
【事業内容】	移住定住の受け皿として効果の高い、駅周辺マンション建設について、基準緩和を行うことで、開発を誘導する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多様な都市機能の集積による、街なかの魅力向上		
【目標指標】	居住人口 [社会増]		
【活性化に資する理由】	駅周辺マンションの建設が進むことで、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7. [1]～[2] (1) (略)

(2) 認定と連携した支援措置に関する事業

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】駅周辺広場・道路空間賑わい創出事業 (略)

【事業名】藤枝市産業活性化推進事業

【事業実施時期】	平成23年度～(隔年開催)		
【実施主体】	①ふじえだ産業祭実行委員会、②藤枝市		
【事業内容】	①市内で生産される工業製品、農林畜産物、加工品などの展示即売を通じて、元気な藤枝市の発信と地域経済の活性化に繋げるため、ふじえだ産業祭を開催する。 <u>②市内産業や伝統を紹介する展示ブースや体験ワークショップを通じて、市内産業の魅力の再発見に繋げる「産業フェス in ふじえだ」を開催する。</u>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	既存ストックの活用による、多世代が集う賑わいの再生		
【目標指標】	イベント来場者数		
【活性化に資する理由】	賑わいと回遊性の創出により、イベント来場者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略)

(略)

【事業名】子育てママ応援事業 (略)

【事業名】駅周辺マンション開発誘導推進

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	藤枝市		
【事業内容】	移住定住の受け皿として効果の高い、駅周辺マンション建設について、基準緩和を行うことで、開発を誘導する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多様な都市機能の集積による、街なかの魅力向上		
【目標指標】	居住人口 [社会増]		
【活性化に資する理由】	駅周辺マンションの建設が進むことで、居住人口の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7. [1]～[2] (1) (略)

(2) 認定と連携した支援措置に関する事業

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】駅周辺広場・道路空間賑わい創出事業 (略)

【事業名】藤枝市産業活性化推進事業

【事業実施時期】	平成23年度～(隔年開催)		
【実施主体】	①ふじえだ産業祭実行委員会、②藤枝市		
【事業内容】	①市内で生産される工業製品、農林畜産物、加工品などの展示即売を通じて、元気な藤枝市の発信と地域経済の活性化に繋げるため、ふじえだ産業祭を開催する。 <u>②生産者や市民、企業、大学等と連携した本市の食資源を紹介するフード!スマイルフェスティバル in ふじえだを開催する。</u>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	既存ストックの活用による、多世代が集う賑わいの再生		
【目標指標】	イベント来場者数		
【活性化に資する理由】	賑わいと回遊性の創出により、イベント来場者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和5年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略)

【事業名】 商店街魅力アップ応援事業 (略)			
【事業名】 藤枝市民大学運営事業			
【事業実施時期】	令和5年度～令和7年度		
【実施主体】	藤枝市		
【事業内容】	“生涯現役・生涯活躍のまち”の推進に向け、幅広い世代の社会人に学びの場を提供することで、街なかでの多世代の活動・交流する新たな人の流れを創出するとともに、市民の多様な学びのニーズに応え、地域社会・地域経済を担う人づくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築		
【目標指標】	昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	BiVi キャンを拠点としたカリキュラムの構築により、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	<u>デジタル田園都市国家構想交付金</u>		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和6年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)</u>		
【支援措置実施時期】	令和7年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【事業名】 大学とのまちづくり推進事業			
【事業実施時期】	平成29年度～		
【実施主体】	藤枝市、藤枝市大学ネットワーク会議、藤枝市産学官連携推進協議会		
【事業内容】	藤枝駅前に集積する各大学のサテライトキャンパスと連動し、大学の知見やノウハウを生かしたりカレント教育、ビジネスの実績力を育成する単位外プログラムの実施、(学)瀬音企業のマッチング支援とその後のフォローアップなど、若い世代が活動・交流する場を創出するとともに、「企業が求める人材の育成」と「高度人材が働きたくなる企業づくり」を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築		
【目標指標】	昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	BiVi キャンを拠点とした多様な取組により、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	<u>デジタル田園都市国家構想交付金</u>		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和6年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)</u>		
【支援措置実施時期】	令和7年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【事業名】 <u>地域イノベーション共創事業</u>			
【事業実施時期】	令和6年度～令和8年度		

【事業名】 商店街魅力アップ応援事業 (略)			
【事業名】 <u>(3) から移設</u>			
【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			
【事業名】 <u>(3) から移設</u>			
【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			
【事業名】 <u>事業の新規追加</u>			
【事業実施時期】			

【実施主体】	藤枝市		
【事業内容】	藤枝駅前コワーキングスペース未来共創ラボを拠点に、スタートアップ等を中心とした企業や人材と市内企業との連携を促進し、藤枝発の新たなビジネスを創出するとともに、デジタル技術等を活用した市内企業のビジネス革新を推進する取組を実施することにより地域産業の競争力及び持続性の強化を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築		
【目標指標】	昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市内企業及び首都圏企業等の誘導を図り、活動拠点やビジネスマッチングの場としての利用を促進することで、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	デジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和6年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 市民・企業ワーカー育成支援事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和5年度		
【実施主体】	藤枝 ICT コンソーシアム		
【事業内容】	藤枝型クラウドソーシングの発展を目的とし、静岡産業大学駅前キャンパス内の藤枝 ICT コンソーシアム事務局及び同キャンパスを拠点に、ワーカー育成のための講座や資格取得支援を実施する事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築		
【目標指標】	昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ワーカーの来訪を創出し、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	地方創生推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和3年度～令和5年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 地域 DX 推進事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和5年度		
【実施主体】	藤枝 ICT コンソーシアム		
【事業内容】	地域産業の技術革新、デジタル化を推進するために、事業者の課題解決につながるコンサルティング活動を、市と藤枝 ICT コンソーシアムを中心に集中的に進める。また、革新技術などを紹介し、ビジネスマッチングを生む場として体験会や展示会を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築		

【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 市民・企業ワーカー育成支援事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	藤枝 ICT コンソーシアム		
【事業内容】	藤枝型クラウドソーシングの発展を目的とし、静岡産業大学駅前キャンパス内の藤枝 ICT コンソーシアム事務局及び同キャンパスを拠点に、ワーカー育成のための講座や資格取得支援を実施する事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築		
【目標指標】	昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ワーカーの来訪を創出し、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	地方創生推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和3年度～令和5年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 地域 DX 推進事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	藤枝 ICT コンソーシアム		
【事業内容】	地域産業の技術革新、デジタル化を推進するために、事業者の課題解決につながるコンサルティング活動を、市と藤枝 ICT コンソーシアムを中心に集中的に進める。また、革新技術などを紹介し、ビジネスマッチングを生む場として体験会や展示会を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築		

【目標指標】	昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	セミナーやコンサルティング活動に伴う来訪により、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	地方創生推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和3年度～令和5年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(略)

【事業名】 藤枝 DX センター運営事業 (略)

【事業名】 (2) ②へ移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 大規模小売店舗立地法の特例措置 (略)

【事業名】 (2) ②へ移設

【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			

【目標指標】	昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	セミナーやコンサルティング活動に伴う来訪により、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	地方創生推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和3年度～令和5年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(略)

【事業名】 藤枝 DX センター運営事業 (略)

【事業名】 藤枝市民大学運営事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和7年度		
【実施主体】	藤枝市		
【事業内容】	“生涯現役・生涯活躍のまち”の推進に向け、幅広い世代の社会人に学びの場を提供することで、街なかでの多世代の活動・交流する新たな人の流れを創出するとともに、市民の多様な学びのニーズに応え、地域社会・地域経済を担う人づくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築		
【目標指標】	昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	BiVi キャンを拠点としたカリキュラムの構築により、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	<u>地方創生推進交付金</u>		
【支援措置実施時期】	<u>令和5年度～令和7年度</u>	【支援主体】	<u>内閣府</u>
【その他特記事項】			

【事業名】 大規模小売店舗立地法の特例措置 (略)

【事業名】 大学とのまちづくり推進事業

【事業実施時期】	平成29年度～		
【実施主体】	藤枝市、藤枝市大学ネットワーク会議、藤枝市産学官連携推進協議会		
【事業内容】	藤枝駅前に集積する各大学のサテライトキャンパスと連動し、大学の知見やノウハウを生かしたりカレント教育、ビジネスの実績力を育成する単位外プログラムの実施、(学)瀬音企業のマッチング支援とその後のフォローアップなど、若い世代が活動・交流する場を創出するとともに、「企業が求める人材の育成」と「高度人材が働きたくなる企業づくり」を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築		
【目標指標】	昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	BiVi キャンを拠点とした多様な取組により、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		

【支援措置名】		【支援主体】	
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

【事業名】女性創業支援事業 (略)

(4) 国の支援がないその他の事業
(略)

【事業名】開業チャンス！応援事業 (略)

【事業名】空き店舗活用チャレンジ事業

【事業実施時期】	平成 22 年度～ 令和 6 年度
【実施主体】	藤枝市
【事業内容】	市内全域の空き店舗（店舗兼用住宅を含む）や商業施設の空きスペース等へ新規出店する個人・団体に対し、使用料等を補助する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築 良好な景観形成と伴走型支援による、エリアの求心力向上
【目標指標】	昼間の歩行者通行量、空き店舗数
【活性化に資する理由】	空き店舗活用等を推進することで、空き店舗数の減少や昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。

【支援措置名】		【支援主体】	
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

(略)

【事業名】障害者テレワークオフィス支援事業 (略)

【事業名】未来型スキル境域支援事業

【事業実施時期】	令和 2 年度～ 令和 5 年度
【実施主体】	藤枝市 ICT コンソーシアム
【事業内容】	企業のニーズに即した ICT スキルと専門知識を有する人材を育成するため、ICT 活用力やマーケティングスキル、プロジェクト運営力等を学ぶことができる研修を開催し、デジタル人材を育成するとともに、地域企業との就労マッチングを行う。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築
【目標指標】	昼間の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	BiVi キャンを拠点に抗議等を行い、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。

【支援措置名】		【支援主体】	
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

【支援措置名】	地方創生推進交付金	【支援主体】	内閣府
【支援措置実施時期】	令和 5 年度～令和 7 年度		
【その他特記事項】			

【事業名】女性創業支援事業 (略)

(4) 国の支援がないその他の事業
(略)

【事業名】開業チャンス！応援事業 (略)

【事業名】空き店舗活用チャレンジ事業

【事業実施時期】	平成 22 年度～
【実施主体】	藤枝市
【事業内容】	市内全域の空き店舗（店舗兼用住宅を含む）や商業施設の空きスペース等へ新規出店する個人・団体に対し、使用料等を補助する。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築 良好な景観形成と伴走型支援による、エリアの求心力向上
【目標指標】	昼間の歩行者通行量、空き店舗数
【活性化に資する理由】	空き店舗活用等を推進することで、空き店舗数の減少や昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。

【支援措置名】		【支援主体】	
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

(略)

【事業名】障害者テレワークオフィス支援事業 (略)

【事業名】未来型スキル境域支援事業

【事業実施時期】	令和 2 年度～
【実施主体】	藤枝市 ICT コンソーシアム
【事業内容】	企業のニーズに即した ICT スキルと専門知識を有する人材を育成するため、ICT 活用力やマーケティングスキル、プロジェクト運営力等を学ぶことができる研修を開催し、デジタル人材を育成するとともに、地域企業との就労マッチングを行う。

活性化を実現するための位置付け及び必要性

【目標】	各拠点の有機的な連携による、持続可能なビジネス環境の構築
【目標指標】	昼間の歩行者通行量
【活性化に資する理由】	BiVi キャンを拠点に抗議等を行い、昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。

【支援措置名】		【支援主体】	
【支援措置実施時期】			
【その他特記事項】			

【事業名】エコノミックガーデニング推進事業 (略)

【事業名】食育フェア開催事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～ 令和 5 年度		
【実施主体】	藤枝市		
【事業内容】	藤枝市産業活性化推進事業（フードスマイルフェスティバル）と合わせて、食育と街なかの活性化を一体的に推進する事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	既存ストックの活用による、多世代が集う賑わいの再生		
【目標指標】	イベント来場者数		
【活性化に資する理由】	賑わいと回遊性の創出により、イベント来場者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(略)

8. ～9. [1] (1) 略

(2) 庁内における推進体制

中心市街地活性化推進委員会

開催日	内 容
令和 4 年 4 月 26 日	第 4 期計画の策定方針の説明
令和 4 年 8 月 29 日	第 4 期計画（素案）についての説明及び意見聴取
令和 4 年 12 月 16 日	パブリックコメント実施結果報告
令和 5 年 4 月 24 日	第 3 期計画最終フォローアップ
令和 5 年 12 月 20 日	第 4 期計画の第 1 回変更認定申請
令和 6 年 5 月 15 日	第 4 期計画定期フォローアップ
令和 6 年 12 月 11 日	第 4 期計画の第 2 回変更認定申請
令和 7 年 5 月 13 日	第 4 期計画定期フォローアップ
令和 7 年 12 月 17 日	第 4 期計画の第 3 回変更認定申請

中心市街地活性化協議会

開催日	内 容
令和 4 年 5 月 6 日	第 4 期計画の策定方針の説明及び意見聴取
令和 4 年 9 月 2 日	第 4 期計画（素案）についての説明及び意見聴取
令和 4 年 12 月 19 日	パブリックコメント実施結果報告
令和 5 年 5 月 8 日	第 3 期計画最終フォローアップ
令和 5 年 12 月 26 日	第 4 期計画の第 1 回変更認定申請
令和 6 年 5 月 23 日	第 4 期計画定期フォローアップ
令和 7 年 1 月 10 日	第 4 期計画の第 2 回変更認定申請
令和 7 年 5 月 23 日	第 4 期計画定期フォローアップ
令和 8 年 1 月 8 日	第 4 期計画の第 3 回変更認定申請

【事業名】エコノミックガーデニング推進事業 (略)

【事業名】食育フェア開催事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	藤枝市		
【事業内容】	藤枝市産業活性化推進事業（フードスマイルフェスティバル）と合わせて、食育と街なかの活性化を一体的に推進する事業。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	既存ストックの活用による、多世代が集う賑わいの再生		
【目標指標】	イベント来場者数		
【活性化に資する理由】	賑わいと回遊性の創出により、イベント来場者数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(略)

8. ～9. [1] (1) 略

(2) 庁内における推進体制

中心市街地活性化推進委員会

開催日	内 容
令和 4 年 4 月 26 日	第 4 期計画の策定方針の説明
令和 4 年 8 月 29 日	第 4 期計画（素案）についての説明及び意見聴取
令和 4 年 12 月 16 日	パブリックコメント実施結果報告
令和 5 年 4 月 24 日	第 3 期計画最終フォローアップ
令和 5 年 12 月 20 日	第 4 期計画の第 1 回変更認定申請
令和 6 年 5 月 15 日	第 4 期計画定期フォローアップ
令和 6 年 12 月 11 日	第 4 期計画の第 2 回変更認定申請
新規追加	
新規追加	

中心市街地活性化協議会

開催日	内 容
令和 4 年 5 月 6 日	第 4 期計画の策定方針の説明及び意見聴取
令和 4 年 9 月 2 日	第 4 期計画（素案）についての説明及び意見聴取
令和 4 年 12 月 19 日	パブリックコメント実施結果報告
令和 5 年 5 月 8 日	第 3 期計画最終フォローアップ
令和 5 年 12 月 26 日	第 4 期計画の第 1 回変更認定申請
令和 6 年 5 月 23 日	第 4 期計画定期フォローアップ
令和 7 年 1 月 10 日	第 4 期計画の第 2 回変更認定申請
新規追加	
新規追加	

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 藤枝市中心市街地活性化協議会構成員

区分	法令根拠	所属	役職等
都市機能の増進	法第15条第1項第1号 口関係	(株)まちづくり藤枝*	代表取締役社長
経済活力の向上	法第15条第1項第2号 イ関係	藤枝商工会議所	会頭
			副会頭(3名)
			専務理事
			常務理事
			商業振興副委員長 地域振興委員長
市町村	法第15条第4項関係	藤枝市	副市長 都市建設部長 産業振興部長
商業活性化	法第15条第4項関係	藤枝市商店街連合会	会長
		藤枝駅前商店街振興組合	理事
		駅南地区活性化連絡会議	座長
		喜多町商店街	副会長
		藤枝ミキネウエスト管理組合	理事長
		(有)新日邦	ホテルオーレ総支配人
地域住民	法第15条第4項関係	青島地区自治会(駅北)	青島第3自治会長 青島第4自治会長
		青島地区自治会(駅南)	青島第2自治会長
公共交通機関の 利便増進	法第15条第4項関係	しずてつジャストライン(株)	常務取締役
		藤枝タクシー(株)	支配人
地域経済代表	法第15条第8項関係	しずおか焼津信用金庫	常務理事
		一般社団法人藤枝市観光協会	事務局長
		一般社団法人志太建築士会	代表理事
教育・文化	法第15条第8項関係	静岡産業大学情報学部	教授
医療・福祉	法第15条第8項関係	藤枝市社会福祉協議会	会長
コミュニティ	法第15条第8項関係	青木まちづくり委員会	委員
治安・防災 (オブザーバー)	法第15条第8項関係	藤枝警察署	署長
関係行政機関等 (オブザーバー)	法第15条第7項関係	静岡県交通基盤部都市局都市 計画課	課長
		静岡県経済産業部商工業局 地域産業課	地域産業課長兼 商業まちづくり室長

(2) 協議会開催状況

①第1回

開催日：令和4年5月6日

議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画(第4期)の策定方針について 等

②第2回

開催日：令和4年9月2日

議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画(第4期)の素案について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 藤枝市中心市街地活性化協議会構成員

区分	法令根拠	所属	役職等
都市機能の増進	法第15条第1項第1号 口関係	(株)まちづくり藤枝*	代表取締役社長
経済活力の向上	法第15条第1項第2号 イ関係	藤枝商工会議所	会頭
			副会頭(3名)
			専務理事
			常務理事
			商業振興委員長 地域振興副委員長
市町村	法第15条第4項関係	藤枝市	副市長 都市建設部長 産業振興部長
商業活性化	法第15条第4項関係	藤枝市商店街連合会	会長
		藤枝駅前商店街振興組合	理事長
		駅南地区活性化連絡会議	座長
		喜多町商店街	会長
		藤枝ミキネウエスト管理組合	理事長
		(有)新日邦	常務執行役員
地域住民	法第15条第4項関係	青島地区自治会(駅北)	青島第6自治会長 新規追加
		青島地区自治会(駅南)	青島第2自治会長
公共交通機関の 利便増進	法第15条第4項関係	しずてつジャストライン(株)	運行企画部長
		藤枝タクシー(株)	営業部長
地域経済代表	法第15条第8項関係	しずおか焼津信用金庫	常務理事
		藤枝市観光協会	事務局長
		一般社団法人志太建築士会	会長
教育・文化	法第15条第8項関係	静岡産業大学情報学部	教授
医療・福祉	法第15条第8項関係	藤枝市社会福祉協議会	会長
コミュニティ	法第15条第8項関係	青木まちづくり委員会	委員
治安・防災 (オブザーバー)	法第15条第8項関係	藤枝警察署	署長
関係行政機関等 (オブザーバー)	法第15条第7項関係	静岡県交通基盤部都市局都市 計画課	課長
関係行政機関等 (オブザーバー)	法第15条第7項関係	静岡県経済産業部商工業局 地域産業課	地域産業課長兼 商業まちづくり室長
関係行政機関等 (オブザーバー)	法第15条第7項関係	静岡県交通基盤部 都市局都市計画課	課長
	法第15条第7項関係	静岡県経済産業部 商工業局地域産業課	地域産業課長兼商業ま ちづくり室長

(2) 協議会開催状況

①第1回

開催日：令和4年5月6日

議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画(第4期)の策定方針について 等

②第2回

開催日：令和4年9月2日

議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画(第4期)の素案について

- ③第3回
開催日：令和4年12月19日（書面開催）
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）のパブリックコメント結果について
- ④第1回
開催日：令和5年5月8日
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第3期）の最終フォローアップ報告について
- ⑤第2回
開催日：令和5年12月26日
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）の第1回変更認定申請について
- ⑥第1回
開催日：令和6年5月23日
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）の定期フォローアップ報告について
- ⑦第2回
開催日：令和7年1月10日
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）の第2回変更認定申請について
- ⑧第1回
開催日：令和7年5月23日
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）の定期フォローアップ報告について
- ⑦第2回
開催日：令和8年1月8日
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）の第3回変更認定申請について

(3)～(4)略
[3]略

10. 中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

■藤枝市新総合戦略（藤枝市デジタル田園都市総合計画）（令和6年2月）

市総合戦略においては、戦略の基本方針「コンパクト+ネットワークのまちを創る」の実現に向けて、生活利便性が高く質の高い暮らしと**ビジネス環境・賑わい交流**を創出するため、藤枝駅周辺に広域的役割を担う都市機能を集積することでしずおか中部の生活・**創造**拠点形成を図るとしている。

■藤枝市立地適正化計画（令和7年3月）

市立地適正化計画においては、交通利便性が高い範囲や既存公共施設やまちづくりを進める計画との整合により都市機能誘導区域候補を設定し、都市機能の立地が望ましくない地域を除外するステップを踏まえ、中心市街地活性化基本計画（第4期）の計画区域内の区域を都市機能誘導区域として設定している。

[2]～[4]略

11. [1]略

[2]都市計画等との調和

■藤枝市新総合戦略（藤枝市デジタル田園都市総合計画）（令和6年2月）

<魅力的で活力ある中心市街地づくり>

・生活利便性が高く質の高い暮らしと**ビジネス環境・賑わい交流**を創出するため、藤枝駅周辺に広域的役割を担う都市機能を集積することでしずおか中部の生活・**創造**拠点形成を図る。

[具体的事業]

- ・藤枝駅前地区市街地再開発事業

- ③第3回
開催日：令和4年12月19日（書面開催）
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）のパブリックコメント結果について
 - ④第1回
開催日：令和5年5月8日
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第3期）の最終フォローアップ報告について
 - ⑤第2回
開催日：令和5年12月26日
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）の第1回変更認定申請について
 - ⑥第1回
開催日：令和6年5月23日
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）の定期フォローアップ報告について
 - ⑦第2回
開催日：令和7年1月10日
議 題：藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）の第2回変更認定申請について
- 新規追加**

(3)～(4)略
[3]略

10. 中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

■第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略（令和2年3月）

市総合戦略においては、戦略の基本方針「コンパクト+ネットワークのまちを創る」の実現に向けて、生活利便性が高く質の高い暮らしと**賑わい**を創出するため、藤枝駅周辺に広域的役割を担う都市機能を集積することで、しずおか中部の生活・**交流**拠点形成を図るとしている。

■藤枝市立地適正化計画（平成30年3月）

市立地適正化計画においては、JR 藤枝駅を中心とする中心市街地では、都市機能の維持、集積を図り、広域的な機能とともに、市域全体の生活を担う機能など様々な都市機能が充実した拠点の形成を進めるため、「中心市街地活性化基本計画」の計画区域を都市拠点における都市機能誘導区域として設定するとしている。

[2]～[4]略

11. [1]略

[2]都市計画等との調和

■第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略（令和2年3月）

<魅力的で活力ある中心市街地づくり>

生活利便性が高く質の高い暮らしと**賑わい**を創出するため、藤枝駅周辺に広域的役割を担う都市機能を集積することでしずおか中部の生活・**交流**拠点形成を図る。

[具体的事業]

- ・藤枝駅前地区市街地再開発事業

- ・ 未来共創ラボ（DXセンター）運営事業
- ・ 中心市街地リノベーションまちづくり推進事業
- ・ 駅周辺広場・道路空間賑わい創出事業
- ・ 藤枝駅前二丁目市有地有効活用事業

■藤枝市立地適正化計画（令和7年3月）

<都市機能の充実>

○都市機能の集積の推進

生活利便性が高く質の高い暮らしとビジネス環境・賑わい交流を創出するため、藤枝駅周辺に広域的役割を担う都市機能を集積することでしずおか中部の生活・創造拠点形成を図る。また、「藤枝市中心市街地活性化基本計画（第4期）」における取組と連携し、市街地再開発事業により、商業施設や交流コミュニティ施設等の都市機能の集積を図るとともに、「市営藤枝駅前駐車場（令和4年度（2022年度）廃止）」の用地について、民間活力の導入により、駐車場機能を維持しつつ、新たな都市機能の立地を促進する。その他、空き店舗の活用を促進する取組や、市街地開発事業などによる働く場の誘導を積極的に図るとともに、UIJターン者を受け入れる企業への支援を行い、産学官金連携による起業・創業から就労マッチングなどの支援拠点を置くことで、働く場の創出を図る。また、新たな教育施設の誘導について検討する。

[具体的な施策]

- ・ 中心市街地活性化ソフト事業の推進
- ・ 市街地再開発の推進
- ・ 多様な連携と情報発信による活性化の推進

[3]その他の事項

（2）国の地域活性化施策との連携

「藤枝市新総合戦略（藤枝市デジタル田園都市総合計画）（R7.3）」において、基本方針「コンパクト＋ネットワークのまちを創る」の実現に向けた施策「魅力的で活力ある中心市街地づくり」において、生活利便性が高く質の高い暮らしとビジネス環境・賑わい交流を創出するため、藤枝駅周辺に広域的役割を担う都市機能を集積することで、しずおか中部の生活・創造拠点形成を図ることとしている。その具体的事業として、「藤枝駅前地区市街地再開発事業」「未来共創ラボ（DXセンター）運営事業」「中心市街地リノベーションまちづくり推進事業」「駅周辺広場・道路空間賑わい創出事業」「藤枝駅前二丁目市有地有効活用事業」を位置づけている。また、施策「居心地が良く歩きたくなる都市空間づくりの推進」において、安全で快適な歩行空間を形成するため、中心市街地や、旧市街地において、景観形成と一体的に広場整備や道路空間高質化、歴史・文化資源を活かした拠点整備等を推進するなど、官民連携による活動・交流空間の創出を図るとしている。その具体的事業として、「藤枝駅前地区市街地再開発事業」「駅周辺広場・道路空間賑わい創出事業」「無電柱化促進事業」「バリアフリー化促進事業」「藤枝旧市街地総合再生事業」を位置づけている。

12. 略

- ・ 中心市街地リノベーションまちづくり推進事業
- ・ 駅周辺広場・道路空間賑わい創出事業
- ・ 中心市街地と一体の広域新都心形成の推進

■藤枝市立地適正化計画（平成30年3月）

<都市機能の充実>

○都市機能の集積

これまで、民間活力の積極的な導入による低・未利用な市有地の有効活用により、映画館、図書館、国際観光ホテルや複合商業施設などの都市機能の集積を図ってきた。今後も、土地利用制限の見直しなどによる広域性のある商業施設などの立地促進を図る。また、各商店街やまちづくり会社などの多様な主体と連携し、にぎわいを創出する多くのイベントの開催支援などを行う。

[具体的な施策]

- ・ 中心市街地活性化ソフト事業の推進
- ・ 市街地再開発の推進
- ・ 多様な連携と情報発信による活性化の推進

[3]その他の事項

（2）国の地域活性化施策との連携

「第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略（R2.3）」において、基本方針「コンパクト＋ネットワークのまちを創る」の実現に向けた施策「魅力的で活力ある中心市街地づくり」において、生活利便性が高く質の高い暮らしと賑わいを創出するため、藤枝駅周辺に広域的役割を担う都市機能を集積することで、しずおか中部の生活・交流拠点形成を図ることとしている。その具体的事業として、「藤枝駅前地区市街地再開発事業」「中心市街地リノベーションまちづくり推進事業」「駅周辺広場・道路空間賑わい創出事業」「中心市街地と一体の広域新都心形成の推進」を位置づけている。また、施策「居心地が良く歩きたくなる都市空間づくりの推進」において、広域から人が集い過ぎず中心市街地に、安全で快適な歩行空間を形成するため、駅前広場や市街地再開発事業の整備、官民連携による活動・交流空間の創出を図るとしている。その具体的事業として、「藤枝駅前地区市街地再開発事業」「駅周辺広場・道路空間賑わい創出事業」「無電柱化促進事業」を位置づけている。

12. 略